

犬の飼い主の皆様

里庄町長 加藤 泰久

令和3年度狂犬病予防注射（定期集合注射）及び登録について

令和3年度狂犬病予防注射（定期集合注射）及び登録を次の日程により実施しますので、犬の飼い主の方は最寄りの会場へ犬を連れてきてください。（天候に関わらず実施します。）

記

◎ 費用

1頭につき	3,200円	※注射料金の改訂がありましたのでご注意ください。
(内訳) 注射料金	: 2,650円	
注射済票交付手数料 :		550円
登録手数料	3,000円	(初めて登録する場合のみ)
<u>(必ず釣り銭のいらないようにお願いします。)</u>		

- ◎既に登録が済んでいる方は、当日個人通知のハガキを持ってきてください。
- ※今回新規に登録される方は、直接会場にお越しください。
- ◎犬の体調に異常がある場合は、後日、動物病院で獣医師に相談のうえ注射を受けてください。
- ◎町の集合注射でなく動物病院等で狂犬病予防注射を受けた方は、獣医師が発行する「狂犬病予防注射済証」と済票交付手数料550円、印鑑を持参して、町民課で予防注射済票交付の手続きを行ってください。

◆ 令和3年度狂犬病予防注射（定期集合注射）日程表

月日	場 所	時 間	月日	場 所	時 間
4 月 4 日 (日)	君賀原ごみステーション前	9:00~9:10	4 月 4 日 (日)	林公園	13:00~13:05
	浜中団地東公民館前	9:15~9:25		古井公会堂前	13:10~13:15
	仁科芳雄博士生家前	9:30~9:35		津江公会堂北	13:20~13:25
	仁科会館前	9:40~9:45		岩村公会堂前	13:30~13:40
	西ノ平旧消防機庫前	9:50~9:55		高岡天草公園入口	13:45~13:50
	西駐在所前	10:00~10:05		里庄東公民館前	13:55~14:05
	西平井公会堂前	10:10~10:15		第7部消防機庫前(湯ノ池西)	14:10~14:15
	安広公会堂前	10:20~10:25		里庄東小学校正門前	14:20~14:40
	狭田公会堂前	10:30~10:35		手ノ際公会堂前	14:50~14:55
	堂迫団地(田中建設様南)	10:40~10:45		里庄町役場前(駐輪場前)	15:05~15:20
	干瓜公会堂前	10:50~10:55		●新型コロナウイルス感染症拡大予防のため、 ①咳、発熱などの症状がある場合は、来場を控えていただきますようお願いいたします。 ②会場でのマスク着用、咳エチケットの徹底をお願いします。 ③会場に消毒液を設置しますので、手指の消毒をお願いします。 ④会場では、可能な限りソーシャルディスタンスを確保していただきますようお願いいたします。	
	第10部消防機庫前(焼山住宅入口)	11:00~11:05			
	川南公会堂前	11:10~11:15			
	里庄西小学校横駐車場	11:20~11:30			
グリーンクレスト南公会堂前	11:35~11:40	◎交通事情により開始時刻が多少変更する場合があります。			
グリーンクレスト北公会堂前	11:45~11:50				
グリーンクレスト東公会堂前	11:55~12:05				
◎迷い犬防止のため、飼い犬の首輪に鑑札・狂犬病予防注射済票を装着しましょう。					

詳しくは、里庄町町民課(電話0865-64-3112)へお尋ねください。

狂犬病予防注射に際しては次のことに注意してください。

注射を受ける前

- 1 飼い犬が次の①～⑤に該当するときは注射を**後日**にするか**獣医師に相談**してください。
 - ① **元気、食欲**がない。
 - ② 2週間以内に**他のワクチン**を接種した。
 - ③ 1か月以内に動物病院で**治療**を受けた。
 - ④ **妊娠中**である。
 - ⑤ 薬や注射で**アレルギー症状**を起こしたことがある。
- 2 犬を制御できる方が連れてきてください。
- 3 噛み癖のある犬や気性の荒い犬には**口輪を着用**してから連れてきてください。
- 4 会場まで犬を走らせてきた方は、犬をしばらく**休ませて**から注射を受けてください。
普段から呼吸の荒い犬や老犬も少し休ませてください。
- 5 **引き綱は短く**してください。近くの人に噛みついたり、犬同士のけんかの原因になります。

注射を受けた後

- 1 走らせずに休ませながら連れて帰ってください。
- 2 注射後1週間は他のワクチンの接種は避けるようにしてください。
- 3 注射後2～3日は**安静**にしてシャンプーや激しい運動は控えるようにしてください。

～フンの後始末は忘れずに！～

散歩中に出たフンは必ず飼い主が持ち帰りましょう。また、日頃から自宅の一定の場所で排せつするようにしつけておきましょう。

※**飼い犬が既に死亡している場合は、印鑑・鑑札等を持参の上、町民課へ犬の死亡届を提出してください。**

※**狂犬病予防法により、犬の飼い主には生後91日以上**の飼い犬に**一生涯に1回の登録と年に1回の狂犬病予防注射を接種させること及び鑑札・注射済票の装着が義務づけられています。**